

令和元年 12 月 19 日

令和元年登米市議会定例会 12月定期議会 議案

(その2)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
報告第 26 号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	5
議案第 118 号	登米市市長及び副市長の給料の月額の特例に関する条例の制定について	6
議案第 119 号	財産の処分について	7

報告第 26 号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告 について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 12 月 19 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
営造物の 管理瑕疵	令和元年 12 月 3 日	令和元年 10 月 21 日、登米市米山町西野字十日町地内の市道において、相手方車両が通行した際、車道中央付近に生じていた舗装路面の穴にタイヤがはまり、相手方車両を破損させたもの。	10,395 円 その余の請求を 放棄
営造物の 管理瑕疵	令和元年 12 月 3 日	令和元年 10 月 28 日、登米市迫町佐沼字西館下地内の市道において、相手方車両が通行した際、車道中央付近に生じていた舗装路面の穴にタイヤがはまり、相手方車両を破損させたもの。	7,000 円 その余の請求を 放棄

議案第 118 号

登米市市長及び副市長の給料の月額の特例に関する条例の 制定について

登米市市長及び副市長の給料の月額の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 12 月 19 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市市長及び副市長の給料の月額の特例に関する条例

市長及び副市長の給料の月額は、令和 2 年 1 月 1 日から同年 2 月 29 日までの間（以下「特例期間」という。）に係るものに限り、登米市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例（平成 17 年登米市条例第 54 号。以下「給与等条例」という。）第 3 条並びに登米市市長等の給料の月額の特例に関する条例（令和元年登米市条例第 9 号）第 1 条及び第 2 条の規定にかかわらず、給与等条例別表第 1 の給料月額欄に掲げる額（以下「基礎額」という。）から、市長にあつては当該基礎額に 100 分の 50 を、副市長にあつては当該基礎額に 100 分の 30 を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額及び特例期間中に退職した場合の退職時の給料の月額は、基礎額とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 119 号

財産の処分について

次のとおり財産の譲渡契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和元年 12 月 19 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 契約の目的 財産（不動産）の譲渡

2 処分の方法 一般競争入札

3 譲渡する物件

区分	所在	地目等	地積等
土地	登米市迫町佐沼字中江一丁目4番2	宅 地	1,200.00 平方メートル
	登米市迫町佐沼字中江一丁目4番3	雑種地	434.00 平方メートル
建物	登米市迫町佐沼字中江一丁目4番2	RC 造 (S54 築)	581.40 平方メートル

4 契約の金額 26,525,000 円

5 契約の相手方 宮城県仙台市青葉区国分町二丁目13番26号
MRS・アセット株式会社
代表取締役 加藤 錬